

土岐市国土強靱化地域計画 アクションプラン

令和5年4月

土 岐 市

目次

第1章 土岐市強靱化計画アクションプランの策定	1
1. アクションプランの目的	1
2. 計画の期間	1
3. 基本目標及び起きてはならない最悪の事態等	1
第2章 土岐市強靱化計画アクションプラン	3
アクションプラン実行計画 2022	5
(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	6
(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～	7
(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	7
(4) 都市・住宅/土地利用 ～災害に強いまちづくり～	8
(5) 保健医療・福祉	
～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	11
(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～	11
(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	12
(8) 行政機能 ～公助の強化～	13
(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	15
(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成	
～自助・共助の底上げ～	15
(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	17
(12) メンテナンス・老朽化対策	
～社会インフラの長寿命化～	17

第1章 土岐市強靱化計画アクションプランの策定

1. アクションプランの目的

土岐市地域強靱化計画（以下「強靱化計画」という。）の施策を確実かつ計画的に推進するためには、毎年度、個別の施策の進捗を定量的に把握し、1年間に取り組むべき具体的な個別の施策を立案・実施するというプログラムの進捗管理を行うことが極めて重要です。このため、各プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、強靱化計画の第6章に基づき、その具体的な取組みや内容や目標値を記載した「土岐市地域強靱化アクションプラン」（以下「強靱化アクションプラン」という。）を定めました。この強靱化アクションプランを毎年度検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、土岐市総合計画や関連する個別計画等各種計画による施策を追加し、強靱化地域づくりの取組を推進します。

2. 計画の期間

強靱化アクションプランに定める期間は、強靱化計画を基に令和2年10月から令和7(2025)年度とし、毎年度施策の進捗管理を行い、社会状況、事業の進捗状況等に合わせ、必要に応じて見直しを図ることとします。また、二次計画以降は土岐市総合計画の見直し期間と合わせ、計画期間を5年間とします。

3. 基本目標及び起きてはならない最悪の事態等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標を設定しました。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に関わる被害の最小化
- 迅速な復旧復興

また、起きてはならない最悪の事態に関しては、7つの「事前に備えるべき目標」と、23項目の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定しました。

事前に備えるべき目標（7項目）	起きてはならない最悪の事態（23項目）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
	1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
	1-3	大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生
	1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
	2-3	消防等の被災等による救助、救急活動等の遅れ及び重大な不足
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
	2-5	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
	4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	4-3	食糧や物資の供給の途絶
5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止
	5-2	地域交通ネットワークの分断
	5-3	異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-3	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-4	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	7-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第2章 土岐市強靱化計画アクションプラン

本計画をまとめるに当たり設定した12の施策分野に対する推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を整理しました。

これらの推進方針は「起きてはならない最悪の事態」に対する推進方針を、12の施策分野ごとに取りまとめたものです。それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の方針にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

（個別施策分野）

(1) 交通・物流	～交通ネットワークの強化～
(2) 国土保全	～河川、砂防、治山等対策～
(3) 農林水産	～災害に強い農地・森林づくり～
(4) 都市・住宅/土地利用	～災害に強いまちづくり～
(5) 保健医療・福祉	～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
(6) 産業	～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～
(7) ライフライン・情報通信	～生活基盤の維持～
(8) 行政機能	～公助の強化～
(9) 環境	～廃棄物及び有害物質対策～

（横断的分野）

(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成	～自助・共助の底上げ～
(11) 官民連携	～民間リソースを活かした対応力強化～
(12) メンテナンス・老朽化対策	～社会インフラの長寿命化～

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。強靱化計画では施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、現行計画における重点化施策項目を踏襲しつつ、施策の進捗状況、計画策定後の災害から得られた教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、36の重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定しました。これにより毎年度の予算編成や国への施策提案に反映することとします。なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

表 1 【 重点化施策項目】

施策分野	重点化施策項目	施 策 項 目
	(1)交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の災害防止 ・緊急輸送道路ネットワークの確保
(2)国土保全	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な治水・土砂災害対策 ・孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク・通信手段等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業 ・総合的な治水対策
(3)農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農業ため池の防災対策の推進 ・災害に強い森林づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・農業水利施設の老朽化対策 ・都市農林交流の推進
(4)都市・住宅 ／土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化 ・公共施設等の維持管理 ・地籍調査の促進 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の適正な管理 ・大規模盛土造成地対策 ・防犯の強化／空家対策 ・学校施設的环境整備 ・消防・救急の充実 ・市街地整備の促進 ・環境保全の推進 ・文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興 ・災害時の円滑な復旧・復興
(5)保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の充実 ・社会福祉施設等への支援 ・避難所環境の充実 ・福祉避難所の運営体制確保 ・被災住宅への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等の耐震化の促進 ・医療施設等におけるエネルギー確保 ・医療・介護人材の確保・育成 ・災害時健康管理体制の整備 ・救急医療提供体制の強化
(6)産業	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP 計画等の策定支援 ・本社機能の誘致・企業立地の促進 ・観光地等の風評被害防止対策の推進 	
(7)ライフライン・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源の関連施設の整備推進等 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ・道路啓開の迅速な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の多様化 ・合併浄化槽への転換促進 ・無電柱化の推進
(8)行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用資機材の確保・充実 ・非常用物資の備蓄促進 ・住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・災害時における食料供給体制の確保 ・消防力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の防災拠点機能の確保 ・広域避難所の運用 ・広域連携の推進 ・行政情報通信基盤の耐災害性強化 ・情報システム部門の業務継続体制の整備 ・業務継続体制の整備 ・緊急消防援助隊の体制強化 ・災害初動対応力の強化
(9)環境	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に流出したごみ等の撤去 ・環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進
(10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯の強化 ・運輸・交通事業者の災害対応力強化 ・協働まちづくりの推進 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築 ・支援職員の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体での避難対策の強化 ・防災教育の推進、・防災人材の育成 ・救出救助に係る連携体制の強化 ・防災・減災データの提供推進 ・要配慮者支援の推進 ・消防団員等人材の確保・育成 ・コミュニティ活動の担い手養成 ・防犯対策
(11)官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化 	
(12)メンテナンス・老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設的环境整備 ・道路構造物等の長寿命化対策 ・公共施設等の維持管理 ・公共施設(公園施設)の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川構造物・砂防施設等の適切な維持管理

アクションプラン実行計画 2023

土岐市強靱化計画アクションプランの実行計画は、毎年度作成する実施計画のうち、国土強靱化計画アクションプランに関連する計画とし、実施計画の下、進捗管理を行います。

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
4-2 道路施設の災害防止	道路ストック総点検事業	○	土木課	概ね5年に1度、道路構造物について施設の健全性の点検を行い、修繕箇所を抽出し調査結果に基づき、道路改良または修繕を実施する。
4-2 道路施設の災害防止	橋梁整備事業	○	土木課	既設橋梁の点検を行い、耐震補強・補修・架替などの整備を進めて、利用者及び周辺住民の安全性を向上させ、流通機能を確保する。
4-2 道路施設の維持管理	舗装修繕事業	○	土木課	IT技術（スマートフォン）を活用し、重要路線の舗装を点検・診断する。点検・診断結果を基に長寿命化計画及び個別施設計画を策定し、現実的なメンテナンスサイクルの方針を決定する。
4-2 道路施設の維持管理	道路整備事業		土木課	市道の改良による道路利用者への安全性、利便性の向上を図り、快適な暮らしを支える社会基盤を整備する。
4-2 緊急輸送道路ネットワークの確保	陶元浅野線道路新設事業	○	土木課	リニア中央新幹線の開通を見据えた東西幹線道路整備（瑞浪恵那道路、（仮）東濃西部都市間連絡道路）に対して南北幹線道路の骨格を担う重要路線として整備する。 期間：R5-R7 全体事業費：C=1,700百万円 延長：L=3.1km
4-2 緊急輸送道路ネットワークの確保	(都)浅野陶元線街路整備事業	○	都市計画課	リニア中央新幹線の開通を見据えた東西幹線道路整備（瑞浪恵那道路、（仮）東濃西部都市間連絡道路）に対して南北幹線道路の骨格を担う重要路線のうち、都市計画道路部分を整備する。

5-2 機能的な道路ネットワークの確保	道路照明灯LED化事業		土木課	市内道路照明灯のLED化することにより、省エネ、低維持費なものとなる。メンテナンスリース契約にて費用を抑え、10年間かけ整備を行う。 期間：R4-R8 全体事業費：C=503.5百万円 延長：L=0.4km
4-2 地域を繋ぐ道路ネットワークの確保	下石橋架替事業		土木課	橋梁を安心安全に利用できる状況を持続するため、下石橋の架替を検討し、計画を進めていく。
4-2 地域を繋ぐ道路ネットワークの確保	大洞代替道路新設事業		土木課	土岐口アクセス道路の建設に伴い廃止された大洞地区の市道の代替道路として整備を行う。

(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
1-3 総合的な治水・土砂災害対策	河川改修事業	○	土木課	改修により雨水を安全に流下させ、市民の生命と財産を水害から守る。

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
6-2 農地・農業水利施設等の適切な保全管理	新規就農・経営継承総合支援事業		産業振興課	農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現させるため、青年の新規就農者及び経営継承者の定着を積極的に推進する。
6-2 災害に強い森林づくり	有害鳥獣捕獲事業	○	産業振興課	野生鳥獣の増加・拡大により農作物被害金額が増加しており営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損出や土壌流出等が起きているため、有害鳥獣を捕獲する事でこれらの被害を抑制する。

6-2	被害木駆除等促進事業	○	産業振興課	森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現させるため、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を行う。
災害に強い森林づくり				
6-2	森林整備促進事業	○	産業振興課	地球温暖化や災害防止等の森林の有する公益的機能を発揮させるため、森林所有者に適切な森林の経営管理を行ってもらい森林の整備等を計画的に行う。
災害に強い森林づくり				
6-2	圃場整備事業		産業振興課	曾木地区において、農業従事者の高齢化が進んでおり、耕作放棄地対策として担い手への農地集積のため、狭小であるほ場の再整備を行う。
農地・農業水利施設等の適切な保全管理				
6-2	大富地区ため池改修・廃止工事事業	○	産業振興課	令和元年7月1日施行の農業用ため池の管理及び保全に関する法律に伴い、県が耐震・豪雨検査を行い基準未滿のため池を改修する計画。大富地区の4池（大富池、大富新第1池、大富新第2池、北畠池）は改修対象であるが同じ水域で受益者も減少しているため集約して統廃合する。
農業ため池の防災対策の推進				

(4) 都市・住宅/土地利用 ～災害に強いまちづくり～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
1-1	建築物耐震関連事業	○	都市計画課	大規模な地震が発生した時、より多くの人命を確保するため、建築物の耐震化率の目標を、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物について令和7年度までに95%にする。
住宅・建築物等の耐震化				
3-1	公園施設安全・安心対策事業	○	都市計画課	公園施設長寿命化計画を基にライフサイクルコストの縮減を目指し、都市公園への来園者に対する安全とやすらぎを提供する快適な空間としての機能を確保する。
公共施設等の維持管理				

3-1				ウエイトリフティング場付近に自己完結型ユニットトイレを設置することで、周辺施設利用者(ゲートボール・ソフトボール・陸上)のスポーツ環境を整備し併せて大規模災害時の移動用仮設トイレの役割を果たす。
公共施設等の維持管理	体育施設維持整備事業	○	文化スポーツ課	
3-1				肥田体育館跡地に健康遊具を設置し、肥田ライフパーク(公民館)と公民館グラウンド、肥田川ウォーキングコースなどを一体利用する「生涯スポーツ推進拠点」を整備し、全世代健康寿命延伸のための「運動習慣づくり」拠点として活用する。
公共施設等の維持管理	生涯スポーツ推進事業	○	文化スポーツ課	
3-1				地域コミュニティ拠点である公民館は災害時において避難所として市民の安全確保の役割を担う施設であり、適正に修繕・改修工事を実施し、市民が安心、安全に利用できるような施設とする。
公共施設等の維持管理	公民館整備事業	○	生涯学習課	
7-5				地籍の明確を図ることにより、土地境界トラブルの未然防止、土地取引の円滑化、災害からの早期復旧、公共事業及びまちづくりの円滑化に寄与する。
地籍調査の促進	地籍調査事業	○	建設総務課	
7-5				市有建物長寿命化計画を受け定めた市営住宅廃止方針に従い405戸の廃止、これに伴う入居者の移転を進めるとともに、市営住宅の適正な管理、集約を実現する。
市営住宅の適正な管理	市営住宅適正化管理事業		生活環境課	
1-1				第一次的には適正管理がなされない放置空家を増やさないと、危険な状態の空家等については、空家所有者等によって適正管理が自己の責任と負担によりなされるようにする。
防犯の強化/空家対策	土岐市空家等対策事業		生活環境課	

3-1					
学校施設の環境整備	教育施設維持事業		教育総務課	良好な教育環境を保持するため、長寿命化計画を基に、先ずは部位修繕箇所の劣化ランクDを優先に教育環境の経年劣化箇所を改修する。	
1-1					
市街地整備の促進	妻木南部土地区画整理支援事業		都市計画課	組合施行である土地区画整理事業を支援、指導することにより、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図り、良好な市街地整備を進める。	
7-4					
文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興	文化財保護活用事業		文化スポーツ課	地域に伝わる文化財を保存し後世へ継承するため、調査・保護するとともに、美濃陶磁歴史館において郷土の文化を代表する美濃焼の歴史を紹介する展示、動画による情報発信をする。	
3-1					
公共施設等の維持管理	認定こども園整備事業	○	子育て支援課	みなみ保育園と駄知幼稚園を統合し駄知こども園整備事業に着手する。	
7-4					
文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興	織部の里整備事業		文化スポーツ課	織部の里公園内の不調箇所を修復し、利用者が安全で快適に利用できるよう整備を行う。	
1-1					
防犯の強化／空家対策	人口減少対策事業		まちづくり推進課	若年層の人口の増加（維持）を図るため、土岐市への移住者に対する助成や、空き家等を活用促進するための補助を行う。	
7-4					
文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興	文化財保存活用拠点(仮称)整備事業		文化スポーツ課	老朽化した土岐市美濃陶磁歴史館を文化財保存活用拠点として建て替え、美濃桃山陶や土岐市の歴史文化・情報を集積、発信する持続可能な拠点づくりを整備していく。	
3-1					
公共施設等の維持管理	幼児用遊具設置事業	○	都市計画課	幼児期の子供が利用する公園に適切に幼児用遊具を設置することにより、子供をはぐくむ環境整備、若い世代の定住促進を促す。	

1-3				国が推進する大規模盛土造成地の安全対策
大規模盛土造成地対策	大規模盛土造成耐震化事業		都市計画課	市内63箇所（私有地を含む）を対象に安全性を把握するためのスクリーニング調査を実施。ボーリング等調査やデータ解析。
3-1		○	都市計画課	東海環状自動車道の建設工事により使用不能となった西山グラウンドの代替施設として新たにグラウンド整備を行い、住民生活に密着した憩いの場として、住民生活の豊かさの向上を図る。
7-5			都市計画課	航空写真により基本図を作成すると共に現況を把握し、合わせて基礎調査を解析することにより、区域区分や地域区分の見直し等、都市計画の企画、立案、運用に資する重要な資料とする。
市街地整備の促進	都市計画管理運営事業			

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
2-4		○	保健センター	指定管理者による病院施設の管理運営に充てる経費として交付金を交付する。
災害医療体制の充実	病院施設指定管理事業			
2-4		○	保健センター	地域の医療資源を集約し、将来にわたる地域医療を確保するため、土岐市立総合病院と東濃厚生病院を統合した400床程度の新病院の整備を行う。
災害医療体制の充実	東濃中部病院整備事業			
2-4		○	高齢介護課	土岐市社会福祉協議会が主体となって実施している複数の事業に対し、補助金を交付し、市内の福祉の増進を図る。
社会福祉施設等への支援	社会福祉協議会補助事業			

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
4-1		○	産業振興課	進出企業に対する財政支援措置を講ずることで、企業誘致の促進を図る。
本社機能の誘致・企業立地の促進	企業立地奨励事業			

4-1	工場用地適地選定事業	○	産業振興課	工場用地の開発に適した市有地を発掘、調査し、企業立地につなげる。
本社機能の誘致・企業立地の促進				

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
5-1 上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進	配水施設改良事業	○	上下水道課	施設整備後長期間経過したものや、地震などの災害に対する安全性の向上が求められている。計画的に老朽化施設の更新や耐震化を図る。
5-1 下水道・合併浄化槽への転換促進	水洗化促進事業	○	上下水道課	水洗化を促進することにより生活排水等による河川及び海域の水質汚濁の進行を防止し、住民の良好な生活環境の維持・向上を目指す。
5-1 上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進	下水道管路整備事業	○	上下水道課	経済的かつ効率的に改築更新や耐震化を進めるため、改築更新計画や総合地震対策計画を策定し、未普及地区の管渠整備や管渠の改築更新と耐震化を図る。
5-1 上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進	下水道処理場整備事業	○	上下水道課	経済的かつ効率的に改築更新や耐震化を進めるため、改築更新計画や総合地震対策計画を策定し、処理場の改築更新と耐震化・耐水化を図る。
5-1 下水道・合併浄化槽への転換促進	合併浄化槽設置補助金事業		上下水道課	補助対象地域内における建物について、処理対象人員50人以下の合併浄化槽の設置に対し補助を行う。
5-1 上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進	伊野川ポンプ場更新事業	○	都市計画課	土岐川水位上昇に関連して伊野川及び久尻川の水位が上昇した時の浸水被害を防ぐため当ポンプ場が設置されている。昭和59年に改修されて以来38年経過し老朽化しているため、ポンプ操作盤及び水中ポンプを更新し浸水対策を強化する。

5-1	上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進	漏水対策業務	○	上下水道課	公営企業の経営において、非常に重要な指標である有収率が年々低下する中で、少しでも回復させるべく調査会社委託による漏水調査に加え、衛星画像を使用した漏水調査など最新技術の導入や、直営での漏水調査職員の育成など新たな対策を実施する。

(8) 行政機能 ～公助の強化～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
4-3 非常用物資の備蓄促進	防災対策事業	○	危機管理室	南海トラフ巨大地震の被害想定による避難者数(5,510人)に対応する食料などの備蓄を行う。
4-3 災害対策用資機材の確保・充実	防災対策事業	○	危機管理室	南海トラフ巨大地震の被害想定による避難者数(5,510人)に対応する防災資機材の備蓄を行う。
4-3 災害対策用資機材の確保・充実	防災無線更新事業	○	危機管理室	現在のシステムは、納入後15年が経過(令和4年度末)し、機器の耐用年数も経過し老朽化が進んでいる。近年の高度な情報伝達に対し対応するため、更なる防災体制の充実を図るため機器の更新が必要となる。
2-3 消防力の強化	通信指令施設更新事業	○	消防本部	平成23年度に導入した消防指令システムは、情報系が5年、通信系は9年で更新することが推奨されている。各システムについて都度更新が必要である。(情報系は令和元年に更新済み。)
1-4 行政情報通信基盤の耐災害性強化	ネットワーク分離に係る各種システム更新事業		行政経営課	保守サポート期限を迎えるネットワーク分離に係る各種システムを更新することにより、行政情報システムの安定運用及びリスク管理をする。
1-4 情報システム部門の業務継続体制の整備	電算業務外部委託事業		行政経営課	高度化・増大化・専門化著しいIT関連業務を専門業者に委託することで、職員個人の能力に依存していたITスキルの平準化・蓄積化を行い、また継続的な知識の継承を可能とする。

3-1				
庁舎等の防災拠点機能の確保	文化プラザ整備事業		文化スポーツ課	災害発生時の避難所としての機能を維持するため、耐震補強工事などを行う。
1-4				
情報システム部門の業務継続体制の整備	文書電子化・電子決裁導入事業		総務課	申請から電子化までを一気通貫で実施できるシステムを導入することで職員の負担を減らし行政の効率化を図る。
1-4				
情報システム部門の業務継続体制の整備	デジタル・トランスフォーメーション推進事業		行政経営課	デジタル化された社会を前提とした市民サービス向上、組織の変革を推進する。 ・自治体情報システムの標準化・共通化 ・行政手続のオンライン化
1-4				
情報システム部門の業務継続体制の整備	電子契約システム導入事業		総務課	紙と印鑑による契約からクラウド契約（電子署名とタイムスタンプ）になる。契約先が電子契約システムを導入する必要はなく、メールにて受信した契約書の確認と合意で契約締結が完了する。また、契約書の印紙が不要になる。 電子契約システムを導入することで、経費と作業量の削減が図られる。
1-4				
情報システム部門の業務継続体制の整備	戸籍等証明交付事業		市民課	日曜窓口を毎週実施しているが、マイナンバーカードの住所異動には対応できていない。証明書のコンビニ交付を開始し、日曜窓口を月に2回とすることで、マイナンバーカードの住所異動に対応できるようにする。
2-3				
広域連携の推進	東濃地域消防通信指令業務共同化事業		消防本部	令和8年4月からの東濃5市による消防通信指令業務共同化事業の運用開始に向け計画を進める。（負担金）

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
7-1 環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進	不法投棄対策事業		生活環境課	不法投棄監視員によるパトロールを実施し市内巡回や看板、広報等による啓発活動を行うとともに、不法投棄された廃棄物を回収する。
7-1 環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進	環境センター長寿命化事業		環境センター	計画的な整備工事を行うことにより安定した廃棄物処理を目指し、市の責務である一般廃棄物の円滑な処理に寄与する。
7-1 環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進	資源循環促進事業		環境センター	脱炭素社会の実現に向けて、容器包装プラスチック及びその他のプラスチック資源の一括回収及びリサイクルを促進する。
7-1 環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進	グリーントランスフォーメーション推進事業		生活環境課	「土岐市地球温暖化対策実行計画・第4次実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に全職員で取り組むことや新エネルギーシステム設置に関する補助を行うことにより、ゼロカーボンを推進する。

(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ

リスクシナリオ	事業名	重点化	担当課	計画内容
1-1 1-2 1-3 防災教育の推進・防災人材の育成	防災支援事業		危機管理室	市内各町に対する災害図上訓練の実施や防災講演会（出前講座）、防災リーダー養成講座や防災リーダースキルアップ研修を実施する。

1-4				
協働まちづくりの推進	共助のまちづくり事業	○	まちづくり推進課	地域コミュニティを持続し、活性化を目指す事業を実施し、共助のまちづくりを進める。
7-4				
防犯の強化	防犯対策事業		生活環境課	東濃西部地区防犯協会や各地区の自主防犯組織、高校生ボランティアと連携し、広報活動を実施。 児童の帰宅時間における青色防犯パトロール車両による防犯活動を実施。 ぎふ犯罪被害者支援センターと連携し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図り支援する。
7-2				
消防団員等人材の確保・育成	消防団運営事業		消防本部	広報紙、報道機関への情報提供等により消防団の活動をPRする。 災害の種類、地域の実情に応じた資機材の整備を実施していく。
7-4				
要配慮者支援の推進	高齢者等避難行動支援事業		高齢介護課	高齢者や障がいのある方など、災害発生時に何らかの支援を必要とする方に対して避難行動要支援者名簿を作成し、町内会等に情報提供を行い、それを元に平時からの支援を行う。
1-4				
協働まちづくりの推進	行財政改革推進事業	○	行政経営課	第7次行財政改革大綱に基づき、効率・効果的な行政経営と市民との協働まちづくりを推進する。
1-4				
協働まちづくりの推進	まちづくり活動支援事業	○	まちづくり推進課	まちづくりを行う多様な団体等のコーディネーターの育成、新たな市民活動に関する支援を行い、市民が積極的にまちづくりや市政へ参画する機会を創出する。また、職員の協働意識を向上させ、全市的に市民協働を進められるようにする。

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
4-3 支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化	泉北部レクリエーションゾーン整備事業	○	産業振興課	泉北部レクリエーションゾーンに交流人口の増加や、市内観光施設・美濃焼関連施設への地域内回遊を促進するための新拠点を整備する。また、現状の進入路では通行に危険が伴うため、より安全で分かりやすい進入道路を整備し、同時に近隣施設との連携を高め賑わいをさらに高める。

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

リスクシナリオ 施策名	事業名	重点化	担当課	計画内容
3-1 公共施設等（公園施設）の維持管理	公園施設安全・安心対策事業	○	都市計画課	公園施設長寿命化計画を基にライフサイクルコストの縮減を目指し、都市公園への来園者に対する安全とやすらぎを提供する快適な空間としての機能を確保する。
3-1 公共施設等（公園施設）の維持管理	総合公園整備事業	○	都市計画課	老朽化した野球場外野クッションフェンス更新工事を行い適正な維持管理を実施する。
3-1 公共施設等の維持管理	園舎改修整備事業	○	子育て支援課	幼稚園・保育園・こども園の改修を計画的に実施し、認定こども園化するまでの期間、施設の維持を効果的に行う。
3-1 公共施設等の維持管理	スポーツ施設整備事業	○	文化スポーツ課	施設の利用者が安心・安全に利用できる環境を整えるため、計画的な改修を実施しスポーツ活動・運動習慣づくりの活動拠点として適正な維持管理を実施する。
3-1 公共施設等の維持管理	図書館長寿命化事業	○	図書館	建物の平均使用年数の延長するとともに、市民が安心・快適に利用できるよう長寿命化を図る。

3-1				
公共施設等の維持管理	斎苑整備事業	○	生活環境課	土岐市公共施設等総合管理計画の個別施設計画を基に延命を図るために計画的な修繕を行う。特に通常の保守点検では発見しづらい火葬炉内の耐火物とそれに伴う火葬炉の付帯設備を中心に、劣化している部分の整備を行う。
3-1				
公共施設等の維持管理	し尿処理施設整備事業	○	衛生センター	市民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持向上を目指し、し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理する。
3-1				
公共施設等の維持管理	ゴミ処理施設車両等更新事業	○	環境センター	所有車両の状態を把握し、修繕状況等を踏まえ更新車両の順位を決定し、効率的な更新を行う。
3-1				
公共施設等の維持管理	環境センター長寿命化事業	○	環境センター	計画的な整備工事を行うことにより安定した廃棄物処理を目指し、市の責務である一般廃棄物の円滑な処理に寄与する。
3-1				
公共施設等（公園施設）の維持管理	陶史の森運営事業	○	産業振興課	自然と親しみながら、子育て世代や高齢者に至るまでの方たちに憩いの広場や自然や昆虫の観察・小動物とのふれあいを通じた自然教育の場を提供する。
3-1				
公共施設等の維持管理	セラトピア土岐施設整備事業	○	産業振興課	今後も施設利用を促進していくために、多様化する価値観に対応し、利用者にとって快適な利用環境を提供し続ける。また、経年劣化や老朽化による不具合や不便さを解消していくため、計画的かつ定期的な修繕・改修・更新を図る。
3-1				
公共施設等の維持管理	どんぶり会館長寿命化事業	○	産業振興課	快適な利用環境を維持するため、計画的に整備・改修を行う。

3-1					
公共施設等の維持管理	文化プラザ整備事業	○	文化スポーツ課	文化・芸術を従来通り滞りなく提供することで、より多くの市民に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにする。 (市内随一の文化施設であり、県内2番目の収容規模を有することから催される演目も幅広く、土岐市全体を活性化する上で大きな力となるものであり、文化活動を発信する拠点としてその役割は重要である。)	
3-1					
公共施設等の維持管理	消防本部等庁舎維持事業	○	消防本部	予防的修繕を行なうことにより、災害発生時の拠点施設としての機能を維持させる。	
3-1					
公共施設等の維持管理	陶磁器試験場・セラテクノ土岐長寿命化事業	○	陶磁器試験場	老朽化した館内設備を緊急性の高い順に整備する。	
3-1					
公共施設等の維持管理	すこやか館施設設備事業	○	保健センター	老朽化した施設を整備することにより施設利用者が安心・安全に利用できる環境整備を行う。	
3-1					
公共施設等の維持管理	児童館管理運営事業	○	子育て支援課	老朽化した施設を整備することにより施設利用者が安心・安全に利用できる環境整備を行う。	
3-1					
公共施設等の維持管理	バーデンパーク SOGI整備事業	○	保健センター	老朽化した施設を整備することにより施設利用者が安心・安全に利用できる環境整備を行う。	
3-1					
公共施設等の維持管理	駄知診療所整備事業	○	保健センター	老朽化した施設を整備することにより施設利用者が安心・安全に利用できる環境整備を行う。	
3-1					
公共施設等の維持管理	給食センター整備事業	○	給食センター	学校給食の安定供給の為、施設を計画的に整備する。	

土岐市国土強靱化地域計画 アクションプラン 2023

令和5年4月

土岐市役所 市長公室 危機管理室

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

TEL: 0572-54-1111 FAX: 0572-53-0020

mail: kikikanri@city.toki.lg.jp